

朝霞市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)実施事業者
募集要項

令和8年度からの本格実施に向けて、国の検討会では、委員から保育単価や利用時間上限などについて見直しを求める意見が出ており、今後、変更になる場合があります。

2025(令和7)年10月
朝霞市 こども・健康部 保育課

1 スケジュール

スケジュールは以下のとおりとする。

内容 【関係する者】	日程	備考
事業者募集 事前協議開始 【事業者、市】	令和7年 10月24日	ホームページ公開、 市内保育施設にはメール
事業者募集 事前協議締切り 【事業者、市】	11月14日	定員、実施方法などの確認など
事業者募集 本申請開始 【事業者、市】	11月25日	事前協議に申請のあった事業者に メール
事業者募集 本申請締切り 【事業者、市】	12月10日	
申請の審査 【市】	12月中旬～	書類審査や現地確認など想定
総合支援システム説明会 【事業者、市】	令和8年 1月中旬	
利用認定申請開始 【利用者、市】	2月上旬	広報、ホームページ等で周知
朝霞市子ども・子育て会議 【市】	2月中旬	実施事業者の認可に当たり意見聴 取
認可内定通知、アカウント発行 【事業者、市】	2月中旬	各施設がシステムの初期登録等、 事業者は3月までに定款変更
利用認定、アカウント発行 【利用者、市】	2月中旬	利用者がシステムの初期登録等
初回利用者の面談 【利用者、事業者】	2月中旬～	以降、随時実施
利用予約の受付 【利用者、事業者】	2月中旬～	以降、随時実施
確認申請 【事業者、市】	3月下旬	
認可通知・確認通知 【事業者、市】	3月31日まで	
制度（こどもの預かり）開始 【利用者、事業者、市】	4月1日～	

2 募集目的

令和８年度から新たな給付制度として創設される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の提供体制を整備するに当たり、本市では本事業を実施するため、本募集要項に基づき、実施事業者の募集を行う。

3 事業開始日

令和８年４月１日から

4 事業対象施設

市内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、幼稚園、その他市長が適当と認める事業所。

5 応募要件

応募の際は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 事業開始日までに実施体制が整っていること。

イ 明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保証すること。

ウ 本事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力を有し、継続的に安定した事業運営ができること。

エ 「朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」や関係規則・要綱、その他関係法令（実施要綱など国の通知を含む）を遵守すること。10 ページの「10 参考資料」を十分に参照すること。

6 事業内容

(1) 対象となるこども

以下の要件を全て満たすこどもとする。

ア 0歳6か月から満3歳未満であること

イ 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していないこと

(2) 利用時間

こども1人当たり月10時間の利用を限度とする。

(3) 利用方法

以下のいずれかの方法を実施する。

ア 定期利用（定期的な利用方法）

イ 柔軟利用（定期的でない柔軟な利用方法）

ウ 定期利用と柔軟利用の組合せ

(4) 利用定員

本事業を実施するために、0歳児、1歳児及び2歳児ごとに定員（1回の利用可能枠で同時に預かることができる最大人数）を設定する。

なお、施設の状況により、受入年齢を限定することを可能とする。

例①：A施設 0歳児1人、1歳児2人、2歳児2人

例②：B施設 2歳児1人（※0歳児、1歳児の定員なし）

(5) 実施方法

ア 一般型（在園児合同）

施設の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と合同で預かる方法

イ 一般型（専用室独立実施）

施設の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて預かる方法

ウ 余裕活用型

保育所、認定こども園、地域型保育事業所であって、施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法

※現在、市内で保育所、認定こども園、小規模保育事業所を運営していて、同じ施設内で本事業を実施する場合は、ア・イ・ウのいずれも実施可能。

上記以外の施設で本事業を実施する場合は、ア・イのどちらかでの実施になる。

(6) 開所時間等

開所日及び開所時間は、事業者において定めることとするが、原則として、以下のとおり設定する。

- ア 週に1日以上かつ月に10時間以上の利用可能枠を確保すること
- イ こども1人につき1回の利用可能時間が、連続した2時間以上となるよう設定すること
- ウ 午前の時間帯のみ、又は午後の時間帯のみの提供を可能とする
- エ 30分単位での時間設定を可能とする

(7) 利用料（保護者負担）

利用料については、事業者で定めることとするが、原則として、以下のとおり取り扱う。

- ア こども1人1時間当たり300円程度を標準とし、事業者が利用料を定めて、保護者から徴収すること
- イ 次の表に掲げた区分に応じた金額を利用料から減免すること

区分	金額
生活保護世帯	1時間 300円
市民税非課税世帯	1時間 240円
市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯	1時間 210円
要支援家庭のこども	1時間 150円

※要支援家庭のこどもとは、要保護児童対策協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、本事業に係る利用料を減免することが適当であると市が認めるこどもとする。

(8) 利用キャンセルがあった場合

キャンセル取り扱いについて、本市ではキャンセルポリシーを定めており、事業者はその取り扱いに準じることとする。

(9) 職員配置及び設備基準

「朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守する。

【基準の概要】

ア 一般型

項 目	基 準
職 員 配 置	【0歳児】3人につき1人配置 【1・2歳児】6人につき1人配置 ・保育従事者（保育士、子育て支援員※）を配置し、そのうち保育士を半数以上とする。 ・保育従事者は2人を下ることはできない。 ・ただし、本体施設と<u>一体的に運営</u>されており、以下の例外①又は例外②の条件を全て満たす場合は、保育従事者を1人とすることができる。 <例外①> ・本体施設の保育士による支援がある。 ・本体施設の在園児と<u>同室又は直接行き来できる隣室</u>で実施する。 ・本事業の保育従事者が<u>保育士</u>である。 <例外②> ・本体施設の保育士による支援がある。 ・本体施設の在園児と<u>同室</u>で実施する。 ・本事業を利用する乳幼児の人数が<u>3人以下</u>である。 ・例外②では、本事業の保育従事者は保育士に限らない。
設 備	【乳児室】0・1歳児1人につき1.65㎡以上 【ほふく室】0・1歳児1人につき3.3㎡以上 【保育室または遊戯室】2歳児1人につき1.98㎡以上 ・便所、ほか乳児等通園支援事業の実施に必要な用具を揃えること。 《留意事項》 ・在園児と同室で実施する場合は、本体施設の保育室等の面積を本事業で必要となる保育室等の面積として重複認可することはできないため、本体施設の認可変更（本体施設における保育室等の面積の減少）が必要となる。この場合、通常保育における弾力運用による受入れへの影響を考慮すること。

※「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を終了した者、又は子育ての知識と経験及び熱意を有し、家庭的保育事業ガイドラインに定める基礎研修若しくはこれと同等の研修を終了した者。

イ 余裕活用型

項 目	基 準
職 員 配 置	本体施設ごとの設備及び運営に関する基準に定める配置基準により、在園するこども及び本事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した従事者数。
設 備	本体施設ごとの設備及び運営に関する基準に定める設備基準のとおり。

(10) こどもの受入れに当たっての留意点

ア 事前面談

初めて利用する事業所では、初回利用の前に、保護者とこどもと事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握する。

イ 親子通園

慣れるまでに時間が掛かるこどもに対する対策として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長引く状態や利用の条件になることがないように留意する。

ウ 指導計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を踏まえ、利用児童の育ちに関する長期的な見通しをもった全体的な計画及び一人一人のこどもの実態に応じた指導計画を作成する。また、日々の保育の状況を記録する。

エ 配慮が必要な児童等の受入れ

障がい児、医療的ケアを必要とするこども、配慮が必要な児童やその保護者が本事業を円滑に利用できるよう提供体制の整備に努める。利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、保育課に報告するとともに、関係機関との連携に努める。

オ 損害賠償

本事業の利用中に賠償すべき事故が発生した場合には、事業者は速やかに損害賠償を行う（損害賠償保険の加入を検討すること）。

(11) こども誰でも通園制度総合支援システム

本事業の実施に当たっては、国のこども誰でも通園制度総合支援システム（以下「総合支援システム」という。）を用いて、利用者の面談及び利用の予約管理、利用実績の記録等を行う。なお、総合支援システムの利用については、市から本事業の実施認可を受けた事業者へ案内する。

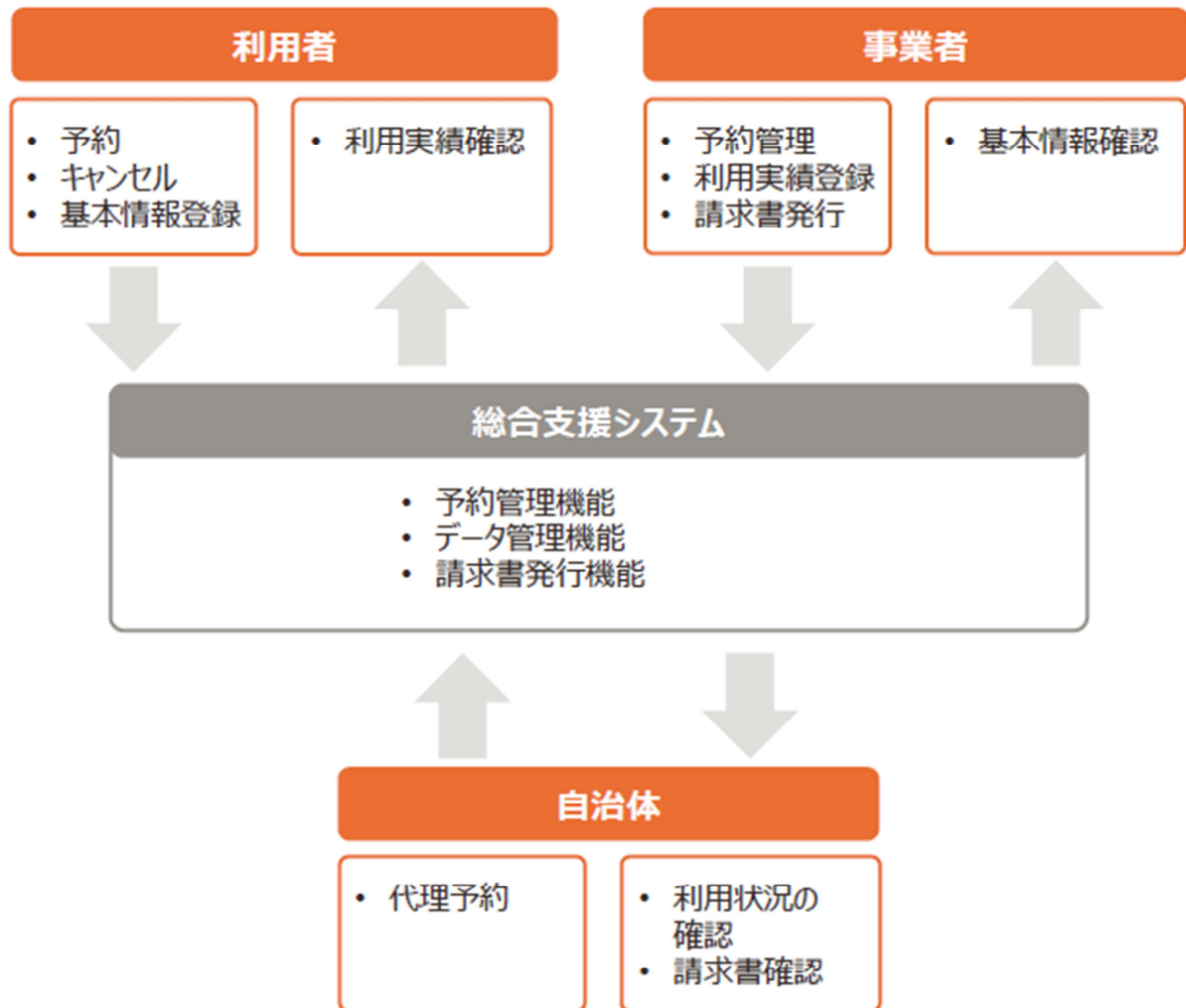


図1 利用者・事業者・自治体と本システムの関係性

出典：こども家庭庁（2025）「こども誰でも通園制度総合支援システム利用マニュアル市町村向け」p.4

(12) その他

その他、本事業の実施に当たり、本要項に定めがない事項については、事業の趣旨目的を理解し、適切に事業を実施するため、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月、こども家庭庁）、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年度12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」（こ成保第257号、令和7年3月31日、こども家庭庁）、「朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」に準じるものとする。

7 給付

(1) 次の表に掲げた区分に応じた給付額を市から事業者に支払う。

区分		給付額 (こども1人1時間当たり)
単 価	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円
加 算	障がい児加算	400円
	要支援家庭のこども加算	400円
	医療的ケア児加算	2,400円
減 免	5(7)イに基づく利用料の減免	左記減免分

※上記は、現時点で国から示されている金額。現在、国では給付額の見直しを検討中であり、判明し次第お知らせする。

※障がい児とは、市が認める障がい児とし、障がい児を証明する書類の写し（特別児童扶養手当受給者証。身体障がい者手帳、療育手帳、医師又は児童相談所の心理判定員から障がい児と診断された診断書、市障がい者福祉課が発行した通所受給者証）をもって確認を行うものとする。

※医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあるこどもであると市が認めたこどもとする。

(2) 30分単位の利用可能枠を設定する場合は、1時間当たりの補助額に1/2を乗じて産出する。

8 応募方法

応募を行う事業者は、以下のとおり応募書類の提出を行うものとする。

(1) 提出書類

別紙「朝霞市乳児等通園支援事業に係る認可申請の提出書類一覧」のとおり。
書類により、提出期限や省略可能の可否が異なるため十分に確認すること。

(2) 提出期限

事前協議 令和7年10月24日（金） ～ 令和7年11月14日（金）
本申請 令和7年11月25日（火） ～ 令和7年12月10日（水）

(3) 問合せ・提出場所

朝霞市こども・健康部保育課保育係 担当：白倉、坂下、柳澤
住 所：〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
電 話：048-463-2836（直通）
電子メール：hoiku@city.asaka.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送にて1部提出する。
あわせて、上記のメールアドレス宛てにデータを提出する。

9 その他留意事項

(1) 令和8年度からの制度本格実施に向けて、国の検討会では、見直しを求める意見が出ており、今後、利用時間の上限や給付の単価などが変更になる可能性がある。

(2) 申請に係る一切の費用については、全て申請者の負担とする。

(3) 申請内容は、市との協議により、内容の変更を求める場合がある。

(4) 本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止する。

(5) 以下に該当する場合は、応募が無効または失格となる。

ア 本募集要項に適合していない場合

イ 認可申請書類等に重大な不備や虚偽の記載があった場合

ウ その他不正行為等があった場合

(6) その他、本募集要項に定めのない事項については、市において定める。

10 参考資料

実施の検討などにあたり、次の資料を参考すること。

(1) 国の通知や手引きなど

- ① こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト
- ② こども誰でも通園制度の実施に向けた手引き
- ③ 利用者向けリーフレット、事業者向けリーフレット
- ④ 【国通知・実施要綱】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- ⑤ 【国通知】乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて
- ⑥ 【国通知】乳児等通園支援事業の認可等について
- ⑦ こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業 事例集
(R7.7.18 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会第1回) 参考資料5
- ⑧ こども誰でも通園制度の実施に関する手引
- ⑨ 子育て支援員研修事業実施要綱
- ⑩ 【埼玉県】乳児等通園支援事業の認可に当たっての留意事項
- ⑪ 【埼玉県】保育所等で乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合の取扱いについて
- ⑫ 令和7年度こども誰でも通園制度に関するQ&A第5版

(2) 朝霞市の条例等

- ⑬ 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ⑭ 朝霞市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可に関する規則
- ⑮ キャンセルポリシー

(3) ひな形等

- ⑯ 乳児等通園支援事業 運営規定（ひな形）
- ⑰ 乳児等通園支援事業 重要事項説明書（ひな形）
- ⑱ 避難訓練・消火訓練年間計画（ひな形）
- ⑲ 安全計画（ひな形）

※掲載 URL

参考資料は朝霞市ホームページ（下記 URL）に掲載している。

<https://www.city.asaka.lg.jp/site/kosodate/daredemotsuen-boshu.html>

※⑩について、乳児等通園支援事業を実施する場合は認可日までに定款の変更が必要。また、現在、市内で保育所・認定こども園・小規模保育事業所を運営している場合、かつ、今回、一般型(在園児合同・専用室)で実施する場合で、既存施設で認可されている保育室の面積を減少するときは、既存施設の認可等事項の変更手続きが必要。合わせて、⑪を参考にすること。

※⑯は本申請での提出が必要。⑰は認可までに提出が必要。

⑱⑲は認可後、事業開始までに作成すること。